

3 (E)欄については、選挙人名簿に登録されている者のうち、転出者(県外・県内とも)は除かれること。ただし、転出者、抹消者等であっても、4月7日までに期日前投票を行った者は含まれること。

4 報告後数値に異動が生じた場合は、選挙期日前日午後3時までにその数を報告すること。ただし、報告後における随時抹消等による数値の異動については、報告は不要であること。

(9) 委員会の決定事項について

第 202200245731 号
令和 5 年 2 月 6 日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長 (公印省略)

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における委員会の決定事項について (通知)
令和 5 年 4 月 9 日執行予定の鳥取県知事選挙 (以下「知事選挙」という。)及び鳥取県議会議員一般選挙 (以下「県議選挙」という。)における主な留意事項については、令和 5 年 1 月 10 日付第 202200234783 号で通知したところですが、下記のとおり決定しましたので、事務処理に当たっては適切に処理していただきますようお願いいたします。

記

1 投票用紙の様式
投票用紙の様式は次のとおりとするほか、それぞれの選挙名を強調した表記とすること。また、鳥取県選挙管理委員会の印は刷込み式とすること。

項目	知 事 選 挙	県 議 選 挙
用紙の色	白色	クリーム色
文字の色	赤色	黒色

2 不在者投票用封筒等に押すべき印
知事選挙及び県議選挙に用いる仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、その印は刷込み式とすること。

3 ポスター掲示場
ポスター掲示場の体裁は (別紙 1) のとおりとし、掲示板の区画数はそれぞれ次のとおりであること。
なお、ポスター掲示場の作製及び設置に当たっては、別途送付の「ポスター掲示場設置要領」を参照すること。

選挙の種類 (選挙区)	区 画 数
知事選挙	「6」区画
県議選挙 (鳥取市選挙区)	「18」区画
〃 (米子市選挙区)	「15」区画
〃 (倉吉市選挙区)	「9」区画
〃 (境港市選挙区)	「6」区画
〃 (岩美郡選挙区)	「6」区画
〃 (八頭郡選挙区)	「6」区画
〃 (東伯郡選挙区)	「6」区画
〃 (西伯郡選挙区)	「6」区画
〃 (日野郡選挙区)	「6」区画

4 選挙人名簿の整理
選挙人名簿の選挙時登録基準日等は次のとおりであるが、その整理に当たっては (別紙 2) を参照すること。

項 目	知 事 選 挙	県 議 選 挙
登録基準日	3月22日 (水)	3月30日 (木)
	(ただし、年齢については、4月9日であること。)	
登録日	3月22日 (水)	3月30日 (木)
	(登録基準日と同日であること。)	
閲覧期間	3月23日 (木)	3月31日 (金)
	(告示日のみの1日間であること。)	

*別紙 1 略
(別紙 2)

知事選挙及び県議選挙における選挙人名簿の整理

区 分	知 事 選 挙	県 議 選 挙
1 選挙人名簿登録基準日等		
(1)登録基準日	令和5年3月22日 (水) (ただし、年齢については4月9日 (日) と	令和5年3月30日 (木) (ただし、年齢については4月9日 (日) と

(2)登録日	する。 令和5年3月22日（水） （登録基準日と同日であること。）	する。 令和5年3月30日（木） （登録基準日と同日であること。）
(3)閲覧期間	令和5年3月23日（木） （告示日のみの1日間であること。）	令和5年3月31日（金） （告示日のみの1日間であること。）

2 選挙時登録

(1)年齢要件	平成17年4月10日以前に出生した者で、 ↓ 令和4年12月22日以前に転入届をした者を、 ↓ 令和5年3月22日（水）に登録すること。	平成17年4月10日以前に出生した者で、 ↓ 令和4年12月23日以降、同月30日以前に転入届をした者を、 ↓ 令和5年3月30日（木）に登録すること。
(2)住所要件		
(3)登録		

3 選挙時登録（表示登録制度に係るもの）

(1)年齢要件	平成17年4月10日以前に出生した者で、 ↓
(2)住所要件	住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録されていた者であって、 令和4年11月22日以後に転出した者を、 ↓
(3)登録	令和5年3月22日（水）に公職選挙法第21条第2項に該当する者である旨を表示して登録すること。

4 随時抹消

(1)登録基準日以前	令和5年3月22日（水）までに、 令和4年11月21日以前に転出した者を抹消すること。	令和5年3月30日（木）までに、 令和4年11月22日以降、同月29日以前に転出した者を抹消すること。
(2)告示日以後	令和5年4月9日（日）までに、 令和4年12月8日以前に転出した者を抹消すること。	

5 令和5年4月9日（日）の選挙人名簿の状態

平成17年4月10日以前に出生した者で 令和4年12月30日以前に転入届をした者は、登録されており、 令和4年12月31日以降に転入届をした者は、登録されていない。 令和4年12月8日以前に転出した者は、抹消されており、 令和4年12月9日以降に転出した者は、その旨表示されている。

6 二重登録

次の期間に、旧住所地から転出し、新住所地に転入届をした者は、二重登録の可能性がある。したがって、これらの者については、新・旧住所地間において連絡を取り、新住所地で登録された者は、旧住所地では投票できないことを関係者に周知しておくこと。

異動月日	令和4年 12月8日	12月9日	12月10日	12月29 日	12月30 日	12月31 日
転入届 （新住所地）	○	○	○	○	○	×
転出 （旧住所地）	×	○	○	○	○	○

※○印は選挙人名簿に登録されている状態を示す。

← 二重登録の可能性がある期間 →

【注意】
期日前投票制度の導入に伴い、11月24日以後、12月8日以前に転出した者についても、二重登録の可能性があるので特に留意すること。

（１０）管理執行通知

第 202200269926 号
令和5年2月20日

各市町村選挙管理委員会委員長 あて

鳥取県選挙管理委員会委員長（公印省略）

鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙の管理執行について（通知）

鳥取県知事選挙（以下「知事選挙」という。）及び県議会議員一般選挙（以下「県議選挙」という。）は、さきに通知したとおり、次により同時に執行されることになりました。

区 分	選 挙 の 期 日	選挙期日の告示日
知 事 選 挙	4 月 9 日（日）	3 月 2 3 日（木）
県 議 選 挙		3 月 3 1 日（金）

については、市町村の選挙管理委員会（以下「市町村委員会」という。）におかれては、これらの選挙の管理執行に万全を期するため、下記事項に留意されるとともに、市町村長等関係機関とも十分協議の上、選挙事務体制の確立を図り、周到な計画のもとに事務処理に当たられるようお願いいたします。

記

第1 一般的事項

- 1 今回の知事選挙及び県議選挙は、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（令和4年法律第84号。以下「特例法」という。）及び「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」（令和4年政令第352号。以下「特例政令」という。）の規定に基づき執行されること。

については、当該特例法及び特例政令のほか、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号。以下「政令」という。）、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号。以下「規則」という。）、公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「選規」という。）、鳥取県選挙運動管理規程（昭和37年鳥取県選挙管理委員会規則第3号。以下「運規」という。）等に留意すること。

- 2 特例法第1条の規定により、市町村の議会議員又は長の選挙を4月23日に執行する市町村にあっては、事務処理が錯そうすることも予想されるので十分留意すること。
- 3 市町村委員会の書記その他の選挙事務に従事する職員（以下「選挙事務従事者」という。）に対する指揮監督を厳正にし、これらの者に対し適宜説明会等を開催して、法令に基づく正確な事務処理をさせ、いやくも法令に違反したり、選挙人に疑念を抱かせたりすることのないよう最善の努力を払われたいこと。
- 4 選挙事務の執行に際して不測の事態が生じた場合、選挙事務従事者は市町村委員会に、市町村委員会は県の選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）に速やかに連絡してその指示を受け、事故を拡大させることのないよう関係者に周知徹底を図ること。
- 5 選挙事務従事者に対しては、その職が常勤であるか否かにかかわらず身分上の地位と職務権限とを明確にできるよう措置しておくこと。

第2 選挙人名簿

1 選挙人名簿の整備

- (1) 選挙時における選挙人名簿の登録事務は、短期間に処理する必要があるため、被登録資格を有する者の常時調査及び整理並びに既に年齢満17年に達した者の調査及び整理については、なお一層配慮し、脱漏、誤載等が生じないように十分留意すること。
- (2) 表示登録の対象となる者については、旧住所地の市区町村から転出後3ヵ月を経過し、4ヵ月を経過していない場合には、新住所地において3ヵ月以上居住することにより、旧住所地及び新住所地の選挙人名簿の両方に登録されることになるが、旧住所地及び新住所地の市区町村間におけるそれぞれの選挙人名簿への登録の有無を十分確認するように努めること。
- (3) 選挙時登録後の選挙人名簿についても、選挙期日の前日までに死亡した者及び誤載者等の抹消並びに住所移転者等の表示を行い、その整備に努めること。特に住所移転者については、選挙期日の前日までに住所移転後4ヵ月が経過する者を他の住所移転者と区別しておき、4ヵ月が経過した者については、漏れなく抹消すること。
- (4) 選挙人の住所について疑義が生じた場合は、実態を調査した上でその認定を行うこと。

2 選挙時登録

- (1) 知事選挙及び県議選挙の選挙時登録の基準日等は、特例政令第1条の規定により、それぞれ次のとおり定められており、県委員会において改めて告示しないものであること。

区 分	知事選挙	県議選挙
登録基準日	3 月 2 2 日（水）	3 月 3 0 日（木）
	（ただし、年令の算定基準日については4月9日（日）であること）	
登 録 日	3 月 2 2 日（水）	3 月 3 0 日（木）
	（登録基準日と同日であること）	

この場合において、告示日から選挙期日までの間に満18年に達する者については、登録日に登録することになるが、その者に係る住所要件は、登録基準日を基準とするものであるから、登録基準日において当該市町村に3ヵ月以上住所を有していることを要すること。したがって、これにより登録された者は、満18年に達するまでは期日前投票を行うことはできないが、不在者投票を行うことはできるものであること。

- (2) 住所要件の認定に当たっては、「選挙人名簿の登録・抹消に係る被登録資格の確認等の取扱いについて」（平成30年3月28日付総行選第20号、総行住第46号）の趣旨を踏まえ、住民基本台帳部局と十分に連携

し、選挙人名簿と住民基本台帳との整合等を図ることにより、選挙人がいずれの選挙人名簿にも登録されないことがないよう留意すること。特に、学生等で住所の認定について疑義の生じた場合は、必ず実情を調査の上、実態に合った登録を行うこと。

- (3) 閲覧の申出は、告示日から選挙期日後5日に当たる日までの間は原則としてできないが、例外として、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うための閲覧の申出については、法第24条第1項の異議申出期間（選挙時登録が行われた日の翌日）に限り閲覧させなければならないこと。

- (4) 選挙人名簿の抄本の閲覧に関しては、「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の閲覧に関する厳格な取扱いについて（通知）」（平成29年9月29日付総行選第113号）を踏まえ、厳格な運用を行うこと。

3 登録の移替え

市町村委員会が、当該市町村の区域内の他の投票区に住所を移転した者に係る登録の移替えをしないことができる期間は、特例政令第1条の規定により、選挙期日前60日（2月8日）から選挙期日（4月9日）までであること。

この場合、期間の設定に当たっては、管理執行上の要請と選挙人の便宜等とを比較衡量して定めるとともに、期間を定めたときはその旨を告示その他の方法によって選挙人に周知するよう措置すること。

4 補正登録

選挙時登録後、補正登録が必要な場合に備えて、事前に市町村長側と連絡を取り、住民基本台帳との照合等のための事務処理体制を整えておくこと。

5 選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数の報告

選挙人名簿登録者数及び選挙当日有権者数の報告については、「令和5年4月9日執行予定の鳥取県知事選挙及び県議会議員選挙における各種報告等について（通知）」（令和5年1月17日付第202200245731号（以下「各種報告等通知」という。））で通知したところにより報告すること。

第3 投票

1 投票用紙等

- (1) 無効投票の減少及び開票事務の迅速化を図る見地から、投票用紙の色及び文字の色をそれぞれ次のとおりとし、これに押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印（刷込み式）とすること。

また、点字投票用紙については、投票用紙の種類を識別できるよう選挙の種類を表示する点字シールを貼ることとする。

区 分	用紙の色	文字の色
知事選挙	白 色	赤 色
県議選挙	クリーム色	黒 色

- (2) 仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便等による投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印（刷込み式）とすること。

- (3) 投票用紙は、次の日程で送付すること。

区 分	期 日	備 考
知事選挙	3月16日（木）	第1回物資輸送
県議選挙	3月28日（火）	第3回物資輸送

- (4) 投票用紙の管理及び受払いについては、特に慎重に取り扱い、不正使用、紛失等の事故が生ずることのないよう、保管者及び保管場所の選定並びに受払簿の整備について十分留意すること。

2 投票所の設備等

- (1) 投票所は選挙人の利便を考慮して、当該投票区の中で最も適切な施設を選定し、高齢者や歩行が困難な身体障がい者等の便宜のため、エレベーター等の昇降設備のない2階以上の部屋に設けないように特に留意すること。

また、投票所内はもとより、投票所への進入路等についても、可能な限り段差の解消に努め、車椅子使用者等の安全を確保するなどバリアフリーの観点から配慮を行うこと。

なお、期日前投票所や市町村委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所においても同様であること。

- (2) 投票所の設備は、選挙期日の前日（4月8日）までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については、選規第17条の規定に準じて適正な配置をすること。

また、選挙人に分かりやすくするため、案内図の表示、順路の明示等の措置を講ずるとともに、視覚障がい者や歩行が困難な者の誘導等についても、十分な配慮を行うこと。

- (3) 投票用紙の交付及び投票の記載は、知事選挙と県議選挙とでそれぞれ分けて行うことができるようにすること。

特に、投票記載所の近くの適当な場所に、「白色の投票用紙は知事選挙です。」「クリーム色（薄い黄色）の投票用紙は県議選挙です。」といった表示を行うこと。

- (4) 投票記載所は、有権者の投票の秘密が保持できるように十分配慮すること。

- (5) 投票所内の氏名等の掲示に当たっては、複数の者が事前に確認を行う等の方法により、その内容に誤りがないよう十分留意すること。また、破損、汚損等が生じたときは、速やかに再掲示する等万全の措置を講ずること。

- (6) 投票箱は、開票事務の迅速化も勘案し、可能な限り、知事選挙と県議選挙とを区別して2個設置し、そ

それぞれの投票箱の表面には当該選挙名を表示し、その裏面には表面に表示しなかった方の表示をすること。
なお、やむを得ず両選挙を通じて1個の投票箱を使用する場合は、投票箱の表面に両選挙名の表示が必要であること。

- (7) 投票区の増設などの投票環境向上の取組については、令和5年1月4日付第202200237903号「投票環境向上のための取組の推進について（依頼）」によること。
- (8) 投票所、期日前投票所には、選挙人が同伴する子供（幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者）も入ることができることから、そのことを選挙人に周知するとともに十分なスペースの確保や選挙人の動線と区分された場所の確保などについて配慮すること。

3 選挙人名簿の対照

個人情報保護の観点から、選挙人名簿の対照に当たり、投票人から当該内容が容易に見えることのないよう配慮すること。

4 投票の順序等

- (1) 投票の順序は、知事選挙を先に行い、県議選挙を後に行うこと。
- (2) 投票用紙の交付に当たっては、選挙人名簿又はその抄本との対照を確実にし、当該選挙の選挙権を有する者であることを十分確認すること。他の選挙の投票用紙を誤って交付する、あるいは、点字投票用紙の点字シールを貼り間違えるといった単純な誤りがないよう必ず複数の者が確認を行うこと。
- (3) 有権者一人一人に「この白色の投票用紙は知事選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」「このクリーム色（薄い黄色）の投票用紙は県議選挙の投票用紙です。候補者1名の氏名を記入してください。」と伝えること。
点字投票を行う選挙人に対しては、上の指示に加え、「チジ（ケンギ）」と表示してあります。御確認ください。」と明確に相手に説明すること。

5 投票管理者及び投票立会人の選任

- (1) 知事選挙及び県議選挙を特例法第4条第1項の規定により同時に執行するため、法第123条第1項の規定により、投票管理者及び投票立会人に関する規定は両選挙を通じて適用されるものであること。
したがって、知事選挙の選挙期日の告示日（3月23日）にこれらの者を選任し、告示し、及び通知しておけばよく、県議選挙の選挙期日の告示日（3月31日）に改めて選任等の手続を行う必要はないこと。
なお、投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下の者を選任するものであること。
- (2) 投票管理者、その職務代理者及び投票立会人の選任要件は「選挙権を有する者」であり、地域の実情やその役割等を踏まえ、その職務を果たすことができる者を適切に選任すること。
また、選任に当たっては、性別や年齢について前例にこだわらず選任するなどして、気軽に投票できるような雰囲気を醸成すること。
- (3) 投票管理者及びその職務代理者について、一の投票所において2人以上の者が交替してその職務を行う交替制を採用する場合は、責任所在の明確化の観点から、これらの者が職務を行うべき時間を告示するとともに、引継書により適切に事務の引継ぎが行われるようにすること。
- (4) 投票立会人は、本人の承諾を得て2人以上5人以下の者を選任するものであること。
また、投票立会人の交替制を採用する投票所においては、立会時間内における投票の状況を記載した引継書を作成すること。

6 投票所開閉時刻の届出

- (1) 投票所の開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げることができる「特別の事情」とは、農繁期における農家の仕事の状況、工場地帯における就業時間等をいうので、単に選挙人の投票に支障を来さないといった消極的動機だけでなく、選挙人の立場から判断して、投票の便宜を図るため必要があるという積極的動機からも、投票時間の繰り上げ又は繰り下げを行うこと。
- (2) 投票所の開閉時刻の繰り上げ又は繰り下げを行った場合は、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、法第40条第2項の規定により、直ちにその旨を告示し、その投票所の投票管理者に通知する必要があること。また、当該投票区の選挙人に混乱の生じないよう、あらかじめ十分な周知を行うこと。

7 投票事務の取扱い

その他の投票事務の取扱いは、別途配布する「投票事務取扱要領」により実施すること。

8 代理投票

代理投票制度は、秘密投票の原則の例外としての性質を有するものであるから、その手続は法令の定めるところにより厳格に行うこと。特に、1人の補助者だけで代理投票を行うことがないように十分留意し、補助者は、投票所の事務に従事する者のうちから2人を選任すること。

また、代理投票制度の周知及び理解を図り、重度の障がいのある選挙人等への対応に当たっては、本人の意思を確認しないまま安易に代理投票を行うことがないように十分配慮すること。

9 点字投票

点字投票については、この制度の趣旨、投票方法等を視覚に障がいのある選挙人及び投票管理者等に対し徹底すること。

なお、選挙人に点字投票させる際には、投票用紙の交付誤りや点字シールの貼り間違いがないよう注意し、点字シールの貼付位置等については、別に配付する「投票事務取扱要領」によること。

10 期日前投票

(1) 期日前投票制度の周知

期日前投票制度については、その活用を図ることにより、一人でも多くの選挙人が投票できるよう、その仕組み、方法等について広報誌、チラシ、有線放送等の広報媒体を利用して積極的に周知徹底を図ること。

(2) 期日前投票を行うことができる者

ア 期日前投票は選挙期日当日の投票同様、確定投票であることから、選挙の当日、選挙権を有していなくても、期日前投票を行う時点で選挙権を有していれば投票することができること。

したがって、投票後に選挙人が選挙権を喪失したとしても、有効な投票として取り扱われるものであること。

イ 選挙人は、選挙の当日、法第48条の2第1項各号に掲げる期日前投票事由のいずれかに該当することが見込まれる場合に限り、期日前投票が行えるものであること。なお、事由に該当する旨の宣誓については、事由のいずれかに該当すると見込まれる旨の宣誓で足りることとし、該当する事由の特定を不要とすることとされたこと。

(3) 期日前投票所の設置

ア 期日前投票所は、告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、各市町村に最低1箇所は設けられることとなるが、期日前投票所を複数設置した場合は、一の期日前投票所を除き、投票の期間を指定することができること。

この場合、選挙人の便宜等を考慮して設定するとともに、その設置場所及び期間を告示その他の方法によって選挙人に周知徹底すること。

なお、新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、選挙人の分散を図るため、これまで以上に期日前投票所の増設、開設期間の延長及び移動期日前投票所の取組の積極的な実施について検討すること。

イ 期日前投票所の設備は告示日までに整え、投票の開始に支障を来すことがないようにするとともに、設備については選規第23条の4で読み替えて準用する第17条の規定に準じて適正に配置すること。

ウ 期日前投票所における氏名等掲示

告示日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所内の適当な箇所に、公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならないので、脱漏、誤り等のないよう留意すること。

なお、掲載順序については、市町村委員会が立候補届出締切後に行うくじによること。

(4) 期日前投票所の投票時間

投票時間は、原則として午前8時30分から午後8時までであるが、期日前投票所の開閉時刻を以下のとおり繰り上げ又は繰り下げることができること。

ア 市町村委員会が設ける期日前投票所の数が1である場合、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる。

イ 市町村委員会が設ける期日前投票所の数が2以上である場合、午前8時30分から午後8時までの間において、いずれか1以上の期日前投票所が開いている場合に限り、期日前投票所を開く時刻を2時間以内の範囲において繰り上げ若しくは当該時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げ若しくは当該時刻を2時間以内の範囲において繰り下げることができる。

この場合、各種報告等で通知したところにより県委員会に届け出るとともに、法第48条の2第6項で読み替えて準用される法第40条第2項の規定により直ちにその旨を告示し、当該期日前投票所の投票管理者に通知しなければならないこと。

(5) 投票管理者及び投票立会人の選任等

ア 前記5(1)と同様、知事選挙と県議選挙を特例法第4条第1項の規定により同時に執行するため、法第123条第1項の規定により、投票管理者及び投票立会人に関する規定は両選挙を通じて適用されるものであること。

イ 投票管理者及び投票立会人は、いずれも選挙権を有する者の中から選任するとともに、投票立会人については、本人の承諾を得て2人選任するものであること。

ウ 期日前投票は、選挙期日当日の投票同様、確定投票であることから、投票所と同様に投票管理者が常駐し、管理することとなること。

(6) 投票箱の管理等

ア 期日前投票に用いる投票箱及びその鍵の管理に万全を期すること。

イ 投票を行う前には選挙人の面前で投票箱に何も入っていないことを示すこととされているので、期日前投票の初日の最初に投票箱を使う際に、選挙人に対し実施すること。また、投票箱の追加を行う場合においても同様であること。

投票箱の保管は、そのまま期日前投票所において保管することが原則とされているが、保管のため必要があれば、期日前投票所外の別にある金庫等に保管することも可能であること。

ウ 期日前投票所と不在者投票記載場所を併設する場合には、それぞれの投票方法が異なることから、選挙人の混乱を招かないよう受付等の経路について十分に検討しておく必要があること。

エ 投票管理者は、期日前投票の期間の末日に、期日前投票所を閉鎖した後、投票箱、封印をした鍵、期日前投票録等を市町村委員会に送致し、当該投票箱等の送致を受けた市町村委員会は、選挙の期日に、